

# 学習権宣言

## The Right to Learn



1985年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議採択

学習権とは、

読み、書く権利であり、

質問し、分析する権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読みとり、

歴史をつづる権利であり、

教育の手立てを得る権利であり、

個人および集団の力量を

発展させる権利である。

中略

学習権は経済発展のたんなる手段ではない。そ

れは基本的権利の一つとして認められなけれ

ばならない。学習行為は、あらゆる教育活動の

中心に位置づけられ、人間行為を出来事とな

すがままにされる客体から、自分自身の歴史

を創造する主体に変えていくものである。